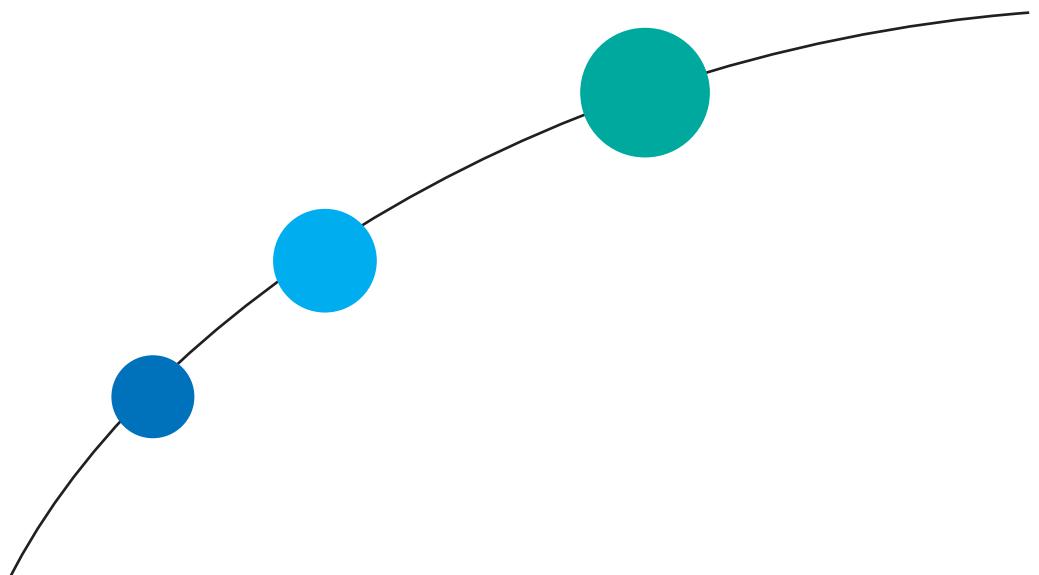


未来に向かい
“人と自然が共生するまち”
はこだて



函館市 環境基本計画 [第2次計画]

【概要版】



「人と自然が共生するまち」を目指して



函館市は、渡島半島の南東部に位置し、温暖な気候や、恵まれた自然を背景とした良好な環境のもと、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の政治・経済・文化の中心地として発展してきました。平成16年には、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町との合併により、豊かな海や美しい自然景観をより多く有するとともに、歴史、文化、産業、都市機能などにおいて、多様な地域特性を有するまちとなりました。

環境の世紀といわれる21世紀も10年目を迎え、現在私たちは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に直面しており、地球環境全体の持続性に関わる問題などへの取り組みは、一層重要なものとなっています。また、平成17年には、地球温暖化防止のための「京都議定書」が発効し、環境を守ることの大切さが世界共通の認識となってきている中、昨年の12月には、国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）が開催され、「コペンハーゲン合意」により国際的な枠組みづくりを進展させたところです。

本市では、平成11年9月に「函館市環境基本条例」を制定し、その基本理念の実現に向け、平成12年3月に、目標年次を平成21年とする「函館市環境基本計画」を策定しました。これまで、この計画に基づく各分野での環境保全のための取り組みにより、地域環境の改善が進んでいますが、計画策定後10年が経過し、地球温暖化による気候変動などの問題や市域の状況も変化してきていることから、これらに適切に対応していくため、このたび環境基本計画を改定したものです。

本計画の目指すべき環境像である「未来に向かい“人と自然が共生するまち”はこだて」の実現に向け、私たち一人ひとりが函館の未来を想い、環境保全のための具体的な行動に取り組むとともに、市民、市民団体、事業者、市などの協働と連携により、より良い環境を保全・創造していくことが重要であると考えております。

今後も環境行政の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか皆様の一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

最後に、計画の改定にあたり、「函館市環境審議会」でのご審議をはじめ、市議会や関係団体、そして多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成22年3月

函館市長 西尾 正範

目 次

第1章 函館市環境基本計画とは …… 3

- 1 計画改定の趣旨と背景 …… 3
- 2 計画策定の目的 …… 3
- 3 計画の基本的事項 …… 4

第2章 函館市の環境の現状と課題 …… 5

第3章 函館市が目指す環境像 …… 6

- 1 目指すべき環境像 …… 6
- 2 基本目標 …… 6
- 3 具体的方針と施策の柱 …… 7
- 4 ゾーン別の環境配慮指針 …… 20

第4章 推進体制 …… 22

- 1 推進体制の整備 …… 22
- 2 計画の進行管理 …… 23

函館市環境基本計画とは

1

計画改定の趣旨と背景

本市では、平成11年9月に、良好な環境の将来の世代への継承および持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした函館市環境基本条例を制定し、その基本理念の着実な実現に向け、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成12年3月に、21世紀半ばを見据え、目標年次を平成21年とする函館市環境基本計画を策定し、これまで、市民、市民団体、事業者、市などが協力し、各分野で環境保全のための取り組みを進めてきました。

こうした中、本市においては、戸井町、恵山町、樺法華村、南茅部町との合併により、市の総面積がそれまでの約2倍になるなど、市域の状況は大きく変化し、豊かな自然環境のより一層の保全と維持が求められています。

また、現行の環境基本計画の進ちょく状況については、毎年、函館市環境白書の中で取りまとめ、公表していますが、大気や水質などの環境基準は、おおむね目標を達成している一方で、市民アンケート調査の結果を見ると、市民の環境に対する満足度は十分とは言えない状況にあります。

このような環境問題を取り巻く社会情勢の変化や本市の特性、さらには現行計画の目標達成状況などを踏まえ、今後の施策の基本的な展開方向を示すため、環境基本計画の改定を行うものです。

2

計画策定の目的

本計画は、函館市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を、市民・事業者とともに総合的・計画的に推進するため策定するものです。

函館市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 第3条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自動的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。
 - 4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ●函館市環境基本条例第8条に基づき策定する計画であり、函館市総合計画に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担います。 ●各環境分野における環境目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画および施策の環境に関連する分野を立案・実施するにあたっての基本となるものです。 						
(2) 計画の対象とする環境の分野	<p>地球環境（温暖化の防止、酸性雨への対策など）</p> <p>生活環境（大気汚染、水質汚濁など）</p> <p>自然環境（生態系の多様性、生物の種・数など）</p> <p>快適環境（公園・緑地、水辺など）</p>						
(3) 計画の対象とする地域	<ul style="list-style-type: none"> ●函館市全域を対象とします。 ●今日の環境問題は、大気や水質への環境負荷など行政区域を越え、地域が一体となった対応が求められることから、これらの問題に対する本市の役割を明らかにし、近隣市町や北海道、国の関係機関とも連携を図ります。 						
(4) 計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の環境像の実現に向け、環境に関する広範な施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るために、計画期間を平成22年度から平成31年度までの10年間とします。 ●平成26年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。 						
(5) 計画策定の基本的な考え方	<table border="1"> <tr> <td>地球温暖化対策をはじめとする地球環境問題への対応の強化</td><td>これまでに推進してきた地球環境問題に対する取り組みを、より一層充実させ、市民、事業者、市が具体的な取り組みを着実に展開し、地球環境の保全に貢献することを基本的な考え方とします。</td></tr> <tr> <td>豊かな自然環境の保全</td><td>私たちの暮らしに恩恵を与えてくれる本市の豊かな自然環境を次世代へ残していくために、市民一人ひとりが、自然を大切にする心をはぐくみ、自然を大切にする行動を実践していくことを基本的な考え方とします。</td></tr> <tr> <td>市民・事業者・市が協働して、環境保全活動を展開するための取り組み</td><td>団体同士の交流・情報交換によるネットワークの形成や、いろいろな場面・機会を通じて幼児から高齢者までの各世代に応じた環境教育・環境学習活動への支援を図り、より多くの人々が環境保全活動を実践できるような仕組みづくりを進め、市民・事業者・市が協働して様々な取り組みを展開していくことを基本的な考え方とします。</td></tr> </table>	地球温暖化対策をはじめとする地球環境問題への対応の強化	これまでに推進してきた地球環境問題に対する取り組みを、より一層充実させ、市民、事業者、市が具体的な取り組みを着実に展開し、地球環境の保全に貢献することを基本的な考え方とします。	豊かな自然環境の保全	私たちの暮らしに恩恵を与えてくれる本市の豊かな自然環境を次世代へ残していくために、市民一人ひとりが、自然を大切にする心をはぐくみ、自然を大切にする行動を実践していくことを基本的な考え方とします。	市民・事業者・市が協働して、環境保全活動を展開するための取り組み	団体同士の交流・情報交換によるネットワークの形成や、いろいろな場面・機会を通じて幼児から高齢者までの各世代に応じた環境教育・環境学習活動への支援を図り、より多くの人々が環境保全活動を実践できるような仕組みづくりを進め、市民・事業者・市が協働して様々な取り組みを展開していくことを基本的な考え方とします。
地球温暖化対策をはじめとする地球環境問題への対応の強化	これまでに推進してきた地球環境問題に対する取り組みを、より一層充実させ、市民、事業者、市が具体的な取り組みを着実に展開し、地球環境の保全に貢献することを基本的な考え方とします。						
豊かな自然環境の保全	私たちの暮らしに恩恵を与えてくれる本市の豊かな自然環境を次世代へ残していくために、市民一人ひとりが、自然を大切にする心をはぐくみ、自然を大切にする行動を実践していくことを基本的な考え方とします。						
市民・事業者・市が協働して、環境保全活動を展開するための取り組み	団体同士の交流・情報交換によるネットワークの形成や、いろいろな場面・機会を通じて幼児から高齢者までの各世代に応じた環境教育・環境学習活動への支援を図り、より多くの人々が環境保全活動を実践できるような仕組みづくりを進め、市民・事業者・市が協働して様々な取り組みを展開していくことを基本的な考え方とします。						

函館市の環境の現状と課題

1 地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化について、日本の年平均気温はこの100年間で約1.11℃上昇しています。 ● 酸性雨について、国では酸性雨の長期モニタリングを行っています。 ● オゾン層の破壊について、国では規制対象物質の段階的対策を行っています。 ● 森林減少について、国では森林保全に向け国際協力を進めています。 ● 海洋汚染について、国では油や廃棄物の排出規制など、船舶などに対する監視・指導を行っています。 ● 生物多様性の状況について、国では全国の自然環境の現状や変化の状況を把握するため調査を行っています。
2 大気	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気環境はおおむね良好な状況です。 ● 引き続き自動車排出ガスの抑制や適正な監視体制の確保が必要です。 ● 悪臭に対する苦情の割合が多く、適正な施設管理などが必要です。
3 水	<ul style="list-style-type: none"> ● 松倉川水系や常盤川水系の一部で汚濁が見られます。 ● 今後も適正な監視体制が必要です。 ● 健全な水循環の確保に向けた取り組みが必要です。
4 騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車騒音については、昼夜とも環境基準を超過している地点が見られます。 ● 生活騒音や工事などにおける騒音・振動に対しては、近隣住民への配慮が必要です。 ● 騒音に対する苦情の割合が多く、規制基準の遵守が求められます。 ● 今後も適正な監視体制が必要です。
5 化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正管理の確立および情報の収集が必要です。 ● 今後も化学物質や人体への影響が懸念される事象などに対する調査・研究が必要です。
6 自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然環境が存在し、多様な動植物が生息・生育しています。 ● 自然との共生に向けた取り組みが必要です。 ● 自然状況の把握や自然保護意識の高揚などが必要です。
7 自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地において自然とふれあうことのできる水辺が少ないと感じられています。 ● 快適に憩える公園などの整備が必要です。 ● 緑化運動や水辺の美化など、身近な取り組みが必要です。
8 景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的町並みをはじめとした都市景観の形成が進められています。 ● 函館山からの眺望景観は多くの市民、観光客に親しまれていますが、環境への配慮も必要です。 ● 美化に対する意識・マナーの向上が求められています。
9 廃棄物	<p>資源の循環的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物として処理されるものの中には、循環資源として利用できるものが含まれています。 ● 資源が有効利用される、資源循環システムの構築が必要です。 <p>廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1人1日あたりの排出量は横ばい傾向であることから、今後も減量化に取り組む必要があります。 ● 産業廃棄物については、再資源化が進んでいますが、引き続き発生抑制に向けた取り組みが必要です。 ● 不法投棄の対策として、意識啓発に向けた取り組みが必要です。
10 エネルギーの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用電力量は増加しています。 ● 省エネルギーの推進や自然エネルギーの利用を促進する必要があります。 ● 公共交通機関利用者が減少しています。
11 環境教育・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 正しい知識と問題解決能力を有する人材育成に向けた取り組みが必要です。 ● 環境教育や環境学習の取り組みは行われていますが、今後は一層の充実が必要です。 ● 環境保全意識の向上を図るため、更なる情報提供が必要です。
12 環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な取り組みが行われていますが、今後はより積極的・自発的な行動が必要です。 ● 環境に関する行事や市民活動への参加が必要です。 ● 環境保全活動の拡大や連携への取り組みが必要です。

函館市が目指す環境像

1 目指すべき環境像

本市は、渡島半島の南東部に位置し、三方を海に囲まれた函館山を要として北へ扇形状に広がり、温暖な気候や豊かな自然に恵まれた自然条件のもと、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文化を積極的に取り入れることにより、国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長してきました。

また、陸・海・空の交通の要衝として、さらには南北海道の政治、経済および文化の中心をなす高度な都市機能が集積されたまちとして発展を続け、平成16年には、漁業を基幹産業とする近隣の戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町と合併し、恵山道立自然公園に代表される、より多くの自然を保有するまちとなりました。

一方、経済の発展や都市化の進展により、私たちの生活は豊かで便利になりましたが、資源やエネルギーの大量消費などにより環境へ多くの負荷をもたらし、生活環境や自然環境などの身近な環境のみならず、温暖化など地球全体への環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、これまで恵まれた環境の恩恵を受けて生活を営んできましたが、良好な環境を将来に引き継ぐためにも環境の現状を真摯に受け止め、環境への負荷の少ない社会を築いていかなくてはなりません。

このことから、本市に集うすべての人々が、自らの活動と環境との関わりを認識し、協力・連携した環境保全および創造に向けた行動により、澄んだ空のもとで、きれいな海や川、豊かな緑を守り育て、未来に向けて、自然と共生した潤いと安らぎのあるまちを築いていくため、函館市の目指すべき環境像を以下のように定めます。

未来に向かい“人と自然が共生するまち”はこだて

2 基本目標

目指すべき環境像を実現するため、次の6つを基本目標として掲げ、施策を推進します。

- 地球にやさしいまち
- 安心して暮らせるまち
- 豊かな自然と共生するまち
- うるおいと安らぎを感じるまち
- 資源を大切にするまち
- こころと参加でつくるまち

3 具体の方針と施策の柱

基本目標に基づき、私たちが環境の保全および創造に取り組むまでの具体的方針を定め、さらに、行動を推進するための施策の柱を設定します。

施 策 の 体 系

基本目標	具体的方針	施策の柱
地球にやさしいまち	1 地球環境の保全に努めます ○温暖化の防止 ○酸性雨への対策 ○オゾン層破壊の防止	○森林の保全 ○海洋汚染の防止 ○生物多様性の保全
安心して暮らせるまち	2 すがすがしい空気を守ります ○自動車・交通対策 ○工場・事業場対策	○大気の監視 ○悪臭への対策
	3 清らかなせせらぎや美しい海を守ります ○生活排水への対策 ○事業活動による水質汚濁の防止	○川や海、地下水の水質の監視 ○水循環の確保
	4 やすらぎの音環境を守ります ○自動車・交通による騒音・振動への対策 ○工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策 ○近隣騒音への対策	○騒音・振動の監視
	5 安全な暮らしを守ります ○有害化学物質の発生抑制	○化学物質などへの対策
	6 たくさんの生き物が息づく自然を守ります ○希少な動植物の保護 ○動植物の生息・生育環境の保全	○自然保護意識の向上
うるおいと安らぎを感じるまち	7 水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります ○緑化の推進 ○親水空間の創造	○ふれあいの推進
	8 個性とゆとりある町並みをつくります ○地域特性を生かした町並みづくり ○夜景の保全	○美化の推進
資源を大切にするまち	9 循環型の社会をつくります ○3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ○廃棄物の適正処理	
	10 エネルギーを有効活用します ○省エネルギーの推進 ○自然・未利用エネルギーの利用促進	○公共交通の利用促進
こころと参加でつくるまち	11 環境保全意識の向上に努めます ○環境保全に関する人づくりの推進 ○環境教育・環境学習の充実と普及	○環境情報の充実と共有
	12 環境保全活動の輪を広げます ○環境保全活動の推進 ○環境ネットワークの形成	○国際協力の推進

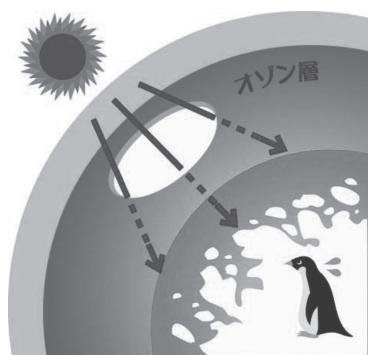
基本目標 地球にやさしいまち

1

地球環境の保全に努めます

地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少などの地球環境問題は、日々の生活や事業活動における環境への負荷が原因とされています。

このため、私たち一人ひとりが自覚を持ち、身近な取り組みを通じて地球環境の保全に努めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇地球温暖化防止対策を進めます ◇コンパクトなまちづくりを推進します ◇省資源、廃棄物対策を進めます ◇エネルギー対策を進めます ◇森林の保全・緑化の推進に努めます ◇地球温暖化に関する意識啓発を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○省エネルギーや廃棄物の減量などに努めます ○緑の保全と育成に協力します ○意識の向上に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △温室効果ガスの削減に努めます △省資源、省エネルギー型の事業活動に努めます △緑の保全と育成に協力します △意識の向上に努めます
酸性雨への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇大気汚染物質の排出量の削減を図ります ◇酸性雨に関する情報の収集・提供に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用など自動車排出ガスの削減に努めます ○酸性雨調査などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △低公害車の導入など自動車排出ガスの削減に努めます △工場、事業場からの排出ガスの適正処理を進めます △酸性雨調査などに協力します
オゾン層破壊の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇オゾン層破壊に関する情報の収集・提供に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △フロン類使用製品を廃棄するときは適正処理に努めます
森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇熱帯材などの使用の減量を推進します ◇森林減少の地球環境への影響の把握などの情報の収集・提供に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル紙などの使用による木材使用の減量に協力します ○古紙回収などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △建築用資材などの再利用に努めます
海洋汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇海洋汚染に関する情報の収集・提供に努めます ◇日常生活や事業活動における適正な排水処理を促進します ◇油流出事故などへの的確な対応を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における適正な排水処理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △適正な航行や廃棄物処理に努めます △事業活動などにおける適正な排水処理に努めます △適正な施設の維持管理に努めます
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します ◇野生生物に関する情報の収集・提供に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △野生動物の保護管理に関する条約や国際協定に基づく取り組みに協力します

〔環境目標項目〕 地球環境の保全

《客観的データ項目等》

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します

基本目標 安心して暮らせるまち

2 すがすがしい空気を守ります

大気汚染の主な発生源には、工場などの固定発生源に起因するものと自動車などの移動発生源に起因するものがあります。

大気汚染に対しては、地球温暖化を防止する観点からも、工場や自動車からの排出ガスなどの排出抑制対策や大気環境を把握するため調査、監視を継続するとともに、身近な問題でもある土埃や悪臭の発生防止についても対策を進めます。

また、法令などに基づく規制・基準の遵守に向けた指導や公共交通機関の利用促進などに取り組み、良好な大気環境の確保に努めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
自動車・交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇円滑な交通流の確保による排出ガス発生の軽減に努めます ◇低公害車の利用・普及を図ります ◇エコドライブの普及を進めます ◇時差通勤、カーシェアリングなどの交通需要の調整の取り組みを推進します ◇公共交通の利便性の向上に努めます ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます ◇緑地帯の整備や道路舗装率の向上に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○低公害車の使用に努めます ○エコドライブに努めます ○カーシェアリングなど交通需要の調整の取り組みに協力します ○公共交通機関・自転車などの利用に努めます ○沿道や地域の緑化に努めます ○散水などにより土埃の発生予防に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △業務用自動車などへの低公害車の導入に努めます △エコドライブの励行に努めます △時差通勤など交通需要の調整の取り組みに協力します △自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を減らすよう努めます △公共交通機関の利用に努めます △沿道や地域の緑化に努めます △物流の効率化に努めます
工場・事業場対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ばい煙の排出基準や粉じんの管理基準などの遵守についての指導を徹底します ◇散水の励行や建設作業への指導など土埃の発生予防対策を推進します 		<ul style="list-style-type: none"> △法令などによる規制・指導を遵守します △クリーンエネルギーの利用や省エネなどにより排出ガス削減に努めます △敷地内の緑化に努めます △粉じんの発生対策を講じます △土埃の発生予防対策を講じます
大気の監視	<ul style="list-style-type: none"> ◇大気汚染監視システムの充実を図ります ◇有害大気汚染物質の監視・測定に努めます ◇野焼きの防止に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染の調査に協力します ○沿道や地域の緑化に努めます ○野焼きを行わないよう関係法令を遵守します 	<ul style="list-style-type: none"> △大気汚染の調査に協力します △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します
悪臭への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇監視・指導の強化に努めます ◇発生源対策を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ○悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △法令などによる規制・指導を遵守します △悪臭の発生を予防し、近隣への配慮に努めます

〔環境目標項目〕空気の満足度

アンケート調査による評価として、排気ガスなどによる空気の汚れ、臭いや埃、煙などの状況から、空気に対して満足している人の割合 80% を目標値とします《平成 20 年度 78.0%》

《客観的データ項目等》

- ・二酸化硫黄濃度：環境基準値 (0.04ppm) 以下 《平成 20 年度 0.003ppm》
- ・二酸化窒素濃度：環境基準値 (0.06ppm) 以下 《平成 20 年度 0.028ppm》
- ・浮遊粒子状物質：環境基準値 (0.10mg/m³) 以下 《平成 20 年度 0.045mg/m³》

基本目標 安心して暮らせるまち

3

清らかなせせらぎや美しい海を守ります

水質汚濁の主な原因には、工場などからの排水に起因するものと家庭からの生活排水に起因するものがあります。

このため、工場などからの排水への規制、指導の徹底や、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の設置など生活排水対策を推進するとともに、川や海などの水質の監視を行います。

また、これら水質の保全とともに、生態系に配慮した川づくりや、水源かん養林の保全、都市施設での雨水利用などにより、良好な水循環を保全します。

施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
生活排水への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共下水道を整備し水洗化の普及を図ります ◇合併処理浄化槽の普及を図ります ◇水質汚濁防止のために啓発を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します ○合併処理浄化槽の設置や適正管理を進めます ○日常生活で水ができるだけ汚さないように努めます ○家庭菜園などの有機肥料の使用や低農薬に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公共下水道整備地域においては水洗化の普及に協力します △水への負荷の少ない商品を製造・販売します
事業活動による水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇工場などの排水への規制・監視の徹底を図ります ◇農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などを促進します 		<ul style="list-style-type: none"> △水源地や河川の保全に配慮します △法令などの規制・指導を遵守します △工事や作業時の水質汚濁防止措置を施します △農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理などに努めます
川や海、地下水の水質の監視	<ul style="list-style-type: none"> ◇水質の監視体制の充実を図ります ◇有害化学物質などへの対応に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質の調査に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △水質の調査に協力します △排水などの水質検査を実施し、水質の把握に努めます
水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇生態系に配慮した川づくりを推進します ◇水辺環境の保全活動を支援します ◇水辺の環境学習を推進します ◇水源かん養林を適切に管理します ◇雨水利用施設の普及を図ります ◇雨水浸透施設の整備を促進します ◇節水意識や水の循環についての啓発を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の動植物の保全に努めます ○水辺環境の保全活動に参加します ○水辺の環境学習に参加・協力します ○水源かん養林の保護・育成に協力します ○雨水浸透施設の設置に協力します ○水の再利用や雨水の利用など節水に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △水辺の動植物の保全に努めます △生態系に配慮した川づくりに協力します △水辺環境の保全活動に参加します △水辺の環境学習に協力・参加します △水源かん養林の保護・育成に協力します △雨水浸透施設の設置に協力します △事業所での節水や節水型機器の設置に努めます

〔環境目標項目〕 水の満足度

アンケート調査による評価として、水と接する機会や水のきれいさ、水辺の自然度などの状況から、水に対して満足している人の割合 80% を目標値とします《平成 20 年度 59.4%》

《客観的データ項目等》

- ・BOD（松倉川）：観測地点の環境基準達成率 100% 《平成 20 年度 100% (6/6 地点)》
- ・BOD（一般河川）：観測地点の水質目標（5mg/l 以下）達成率 100% 《平成 20 年度 91.3% (21/23 地点)》

基本目標 安心して暮らせるまち

4

やすらぎの音環境を守ります

近年の騒音・振動は、工場、建設作業や自動車などを発生源とするものだけではなく、深夜営業の商店や家庭などから発生する近隣騒音も問題となっており、発生源も多様化してきています。

このため、近隣騒音問題については、市民や事業者一人ひとりのモラルやマナーの向上を目指し、周辺への配慮の重要性について啓発を図ります。

また、工場、建設作業や自動車などを発生源とする騒音・振動については、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
自動車・交通による騒音・振動への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共交通機関の利用促進を進め、自動車交通量の低減に努めます ◇自転車走行に配慮した道路整備に努めます ◇道路の植栽や空港周辺などの緑地帯の整備を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関・自転車の利用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公共交通機関の利用に努めます △物流などにおける、生活道路の通行は避けるよう努めます
工場・事業場・建設作業による騒音・振動への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇工場や事業場、建設現場に対する騒音・振動の規制・指導を徹底します 		<ul style="list-style-type: none"> △法令などの規制・指導を遵守します △低騒音・低振動型機器の利用に努めます △緩衝緑地の設置に努めます
近隣騒音への対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇営業騒音に対する指導に努めます ◇生活騒音の周辺への配慮についての啓発に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活騒音に関して近隣へ配慮します 	<ul style="list-style-type: none"> △法令などの規制・指導を遵守します △営業騒音の周辺への配慮に努めます
騒音・振動の監視	<ul style="list-style-type: none"> ◇監視体制を強化します 	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音調査などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △騒音・振動を発生する施設や作業については、その把握に努めます

〔環境目標項目〕音の満足度

アンケート調査による評価として、自動車騒音や振動などの状況から、音や振動に対して満足している人の割合 80% を目標値とします《平成 20 年度 70.2%》

《客観的データ項目等》

- ・自動車交通騒音：環境基準達成率 100% 《平成 20 年度 100% (面的評価)》

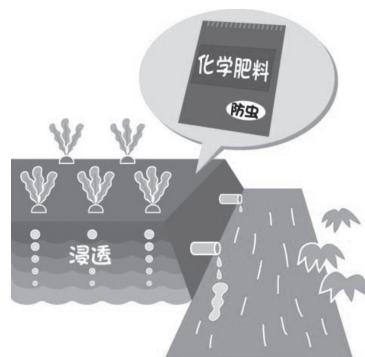
基本目標 安心して暮らせるまち

5 安全な暮らしを守ります

私たちの生活の中には多種多様の化学物質が使用されており、人の生活や社会にとって必要とされる一方、製造や焼却などの過程で、ダイオキシン類などの有害化学物質として意図せずに生成されるものも少なくありません。

また、化学物質の中には、低濃度であっても長期間にわたる蓄積などにより、私たちの健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものもあることから、化学物質による環境汚染の防止対策や情報の収集・提供を図ります。

さらに、健康で安全な暮らしを守るという観点から、人体への影響が懸念されている電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病害虫や放射能などに関する情報の収集・提供に努めるほか、アスベスト粉じんの飛散防止対策を進めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
有害化学物質の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◇一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理を推進します ◇発生施設の適正管理を促進します ◇発生施設の改善を指導・支援します ◇農薬の適正使用や節減を支援します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別・減量に努めます ○野焼きを行わないよう関係法令を遵守します ○家庭菜園では農薬の適正使用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △廃棄物の適正処理を行います △化学物質の適正管理に努めます △施設の適正管理に努めます △野焼きを行わないよう関係法令を遵守します △農薬の適正使用に努めます
化学物質などへの対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇ダイオキシン類など監視体制を充実します ◇環境ホルモンに関する情報収集に努めます ◇汚染土壌の適正処理に向け、監視・指導を行います ◇化学物質などに関する情報の収集・提供を行います ◇電磁波や、健康被害を及ぼすおそれのある病害虫や放射能などに関する情報の収集・提供に努めます ◇建築物の解体などの工事における、アスベスト粉じんの飛散防止に関する監視・指導を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質などに関する調査に協力します ○所有地などの衛生的な管理に努めます ○化学物質などに関する情報の収集・提供を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> △化学物質などに関する調査に協力します △敷地などの衛生的な管理に努めます △汚染土壌の適正処理を行います △化学物質などに関する情報の公開に努めます △化学物質の使用にあたっては、環境に及ぼす影響を考慮します △建築物の解体などの工事にあたっては、アスベスト粉じんの飛散防止対策を講じます

〔環境目標項目〕 ダイオキシン類濃度

《客観的データ項目等》

- ・大気：環境基準値 (0.6pg-TEQ/m³) 以下 《平成 20 年度 0.019pg-TEQ/m³》
- ・水質：環境基準値 (1pg-TEQ/L) 以下 《平成 20 年度 0.073pg-TEQ/L》
- ・底質：環境基準値 (150pg-TEQ/g) 以下 《平成 20 年度 1.3pg-TEQ/g》
- ・土壤：環境基準値 (1,000pg-TEQ/g) 以下 《平成 20 年度 2.3pg-TEQ/g》

基本目標 豊かな自然と共生するまち

6

たくさんの生き物が息づく自然を守ります

函館山や恵山、郊外部に広がる丘陵山岳地などの豊かな緑、清流は、多くの動植物が生息・生育している貴重な本市の資源です。

しかしながら、市街地の拡大や、日常生活・事業活動における環境負荷などにより自然が減少し、生き物の生息・生育する場所が失われてきています。

このため、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、市民や市民団体などによる自然環境保全活動の支援や情報の収集・提供を行います。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
希少な動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ◇野生動植物の分布や生態に関する情報の収集・提供を図ります ◇法令などに基づく適正な野生動植物の保護を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○動植物の調査に協力します ○動植物を捕獲や盗掘から守ります 	<ul style="list-style-type: none"> △動植物の調査に協力します △動植物を捕獲や盗掘から守ります
動植物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇法令などに基づく適正な自然環境保全を進めます ◇生態系を維持する森林や農地などの保全管理を進めます ◇生態系に配慮した川づくりを推進します ◇特定外来生物による生態系などへの影響の防止に努めます ◇近隣市町や北海道などと広域的な連携を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の監視活動に参加・協力します ○動植物の生息・生育環境の保全に努めます ○河畔林の造成などに参加・協力します ○自然林の再生・回復活動に参加・協力します ○生き物を大切にする心を育てます ○外来動植物やペットを適正に管理します 	<ul style="list-style-type: none"> △自然環境の監視活動に参加・協力します △動植物の生息・生育環境の保全に努めます △生態系に配慮した川づくりに協力します △開発や土地利用に関しては、自然環境に配慮します
自然保護意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇自然環境保全に関わるイベントなどを推進します ◇自然環境保全活動に対する支援を図ります ◇自然環境に関する情報の収集・提供を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭での自然とのふれあいや遊びの機会を確保します ○自然観察会などへ参加します ○自然環境に関する情報の収集・提供を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> △自然環境保全に関わるイベントなどに参加・協力します △自然環境保全活動の実施や活動を支援します △自然環境に関する情報の収集・提供を図ります

〔環境目標項目〕自然環境の満足度

アンケート調査による評価として、野生動物を見かける機会などの状況から、自然環境に対して満足している人の割合 80% を目標値とします（平成 20 年度 74.3%）

基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

7

水と緑とのふれあいのある生活空間をつくります

水辺と緑は、潤いや安らぎを市民生活に与えるとともに、地球温暖化防止の観点からもその重要度は高まっています。

このため、公園や公共空間など、都市における緑化を進めるとともに、河川環境の整備や港の親水空間の整備など、潤いある水とのふれあいの場をつくります。

また、これらの空間づくりや維持管理への市民参加、環境学習の場所としての活用などを積極的に図ります。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇公園や公共空間などの緑化を推進します ◇街路樹の整備を進めます ◇保存樹木や保存樹林の管理に助成を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や街路の緑化に自主的に参加・協力します ○花壇づくりなどに努めます ○保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公園や街路の緑化に参加・協力します △敷地内の緑化を進めます △保存指定された樹木や樹林の維持管理に努めます
親水空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ◇河岸や海辺などにおいて水と親しむ空間の整備を進めます ◇水辺の美化を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ○水と親しむ空間づくりに参加・協力します ○水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △水と親しむ空間づくりに参加・協力します △水辺の散策路や休憩施設の美化や維持管理に協力します
ふれあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民の緑化活動を支援します ◇農業体験施設などのふれあいの場を創出・提供します ◇水辺の環境学習を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化活動に参加・協力します ○農業体験施設などのふれあいの場を積極的に活用します ○水辺の環境学習に参加・協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △市民の緑化活動を支援します △緑化活動に参加・協力します △水辺の環境学習に参加・協力します

〔環境目標項目〕公園や広場が十分と感じる人の割合

アンケート調査による評価として、身近な場所での公園や広場などの安らぎの場所が多いと感じる人の割合 80% を目標値とします 《平成 20 年度 56.7%》

《客観的データ項目等》

- ・都市公園等の整備目標：市民 1 人あたりの都市公園面積 24m² / 人（目標年次 平成 27 年）
《平成 20 年度末 22.53m² / 人》

基本目標 うるおいと安らぎを感じるまち

8

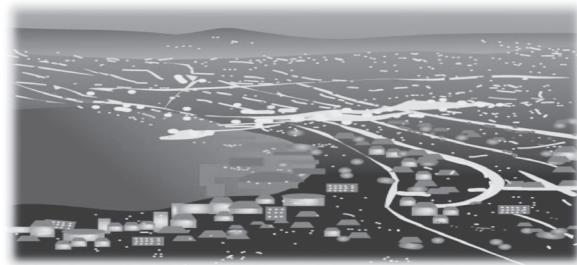
個性とゆとりある町並みをつくります

本市は、多くの歴史的文化的遺産やウォーターフロント地域を有する西部地区をはじめ、五稜郭や湯の川温泉など、特色ある町並みや歴史ある美しい景観を有しています。

また、全国でも有数の水産都市として、海岸線に沿って住居が連なる特有の町並みが形成されています。

これらの歴史文化資源は、観光客などの目を楽しませるだけではなく、市民の潤いある生活を彩る貴重な環境資源でもあります。

こうしたことから、ごみの散乱防止など環境美化に対する取り組みの強化や、本市の重要な観光資源である夜景については、ライトアップ時における省エネルギー化や自然エネルギーの利用など、環境に配慮しつつ、各地域の特性を生かし人と人が行き交う町並みづくりを推進します。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
地域特性を生かした町並みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇歴史的文化的建造物の保全に努めます ◇都市景観形成地域をはじめとして、地域特性に配慮した町並みづくりを進めます ◇公共施設整備にあたっては、都市景観形成の先導的な役割を果たすよう努めます ◇屋外広告物に関する規制・指導を行います ◇町並みづくりの意識向上を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的文化的建造物の保全に協力します ○地域特性に配慮した町並みづくりに協力します ○景観形成に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △歴史的文化的建造物の保全に協力します △地域特性に配慮した町並みづくりに協力します △景観形成に協力します
夜景の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◇眺望地点としての函館山や扇形の地形的特性を保全します ◇建物のライトアップの省エネルギー化などにより、環境に配慮した夜景の創造に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○函館山の環境保全に協力します ○街灯などの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △函館山の環境保全に協力します △建物のライトアップなどの省エネルギー化や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した夜景の創造に努めます
美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りなど環境美化の取り組みを強化します ◇清掃活動の呼びかけや活動を支援します ◇適切な除排雪を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します ○清掃活動に参加・協力します ○所有地における雑草などの適正管理に努めます ○周囲に配慮した除雪に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △ポイ捨て防止、ごみの持ち帰りを実践します △清掃活動に参加・協力します △研修の実施など美化意識の高揚に努めます △周囲に配慮した除雪に努めます

〔環境目標項目〕快適な町並みと感じる人の割合

アンケート調査による評価として、ごみの散乱状況や景観などに対して、快適な町並みが多いと感じる人の割合 80% を目標値とします《平成 20 年度 51.5%》

基本目標 資源を大切にするまち

9

循環型の社会をつくります

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムに支えられていましたが、廃棄物の問題を解決するためには、消費型社会から循環型社会への転換に向けて、ライフスタイルを見直していく必要があります。

循環型社会の構築は、廃棄物の減量や資源の有効利用の問題にとどまらず、大気、水、土壌などへの環境負荷を軽減します。

このため、3Rの考え方のもと、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、再使用や再資源化を促進するための取り組みを市民・市民団体・事業者などと協働して推進します。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
3R (リデュース・ リユース・ リサイクル) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇3R運動を推進します ◇資源の集団回収を支援します ◇資源循環型のごみ処理システムを検討します ◇市民意識の啓発に努めます ◇各種リサイクル法の周知啓発に努めます ◇グリーン購入を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要なものだけを購入し、ごみの発生抑制に努めます ○再使用や修理ができるような製品を購入します ○マイバッグの持参や容器・包装の少ない製品を購入します ○食材の使い切りや生ごみの水切りなど減量化に努めます ○資源の集団回収に協力します ○コンポストなどにより、生ごみの資源化や減量化に努めます ○フリーマーケットなどのリサイクルシステムを活用します ○グリーン購入に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △容器・包装の少ない製品や再利用可能な製品の製造・販売に努めます △製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用に努めます △修理に関する窓口などの設置に努めます △リサイクル技術の調査研究に努めます △製造したものの回収・リサイクルに努めます △リサイクルシステムに協力します △製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努めます △エコマーク商品など、環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めます △原材料への再生資源などの使用に努めます
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ◇廃棄物の適正処理を推進します ◇適正なごみの分別に関する周知の徹底に努めます ◇不法投棄の防止に努めます ◇海岸漂着物への的確な対応を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます ○不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します 	<ul style="list-style-type: none"> △適正な廃棄物の分別を行います △廃棄物の適正な保管・運搬・処理に努めます △不法投棄などは行わないよう関係法令を遵守します

〔環境目標項目〕 分別収集への取り組みに心がけている人の割合

アンケート調査による評価として、資源ごみの分別収集や再利用に心がけている人の割合 100%を目標値とします《平成 20 年度 97.3%》

《客観的データ項目等》

- ・一般廃棄物処理基本計画における一般廃棄物排出量の減量目標：
対平成 17 年度見込比 11.7%以上減（目標年次 平成 27 年度）《平成 20 年度 8.9%減》

基本目標 資源を大切にするまち

10

エネルギーを有効活用します

日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油などの使用によるエネルギー消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量の増大を招くなど、環境に負荷を与えており、化石資源の枯渇が懸念されています。

このため、省エネルギーへの取り組みを推進するとともに、太陽光、風力などの自然エネルギー・未利用エネルギーの積極的な活用や、エネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進などにより、エネルギーの有効な利活用を進めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇省エネルギーの意識啓発を行います ◇省エネルギー型製品の製造・販売・購入を奨励します ◇公共施設などにおける省エネルギー化を推進します ◇エネルギー効率の良い建築物の建設を推進します ◇物流の効率化を促進します ◇エコドライブの普及を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> ○節電など身近な省エネルギーに取り組みます ○省エネルギー型製品の購入に努めます ○冷暖房の設定温度に配慮します ○住宅の断熱化に努めます ○エコドライブに努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △事業所における節電など省エネルギーに取り組みます △省エネルギー型製品の製造・販売・購入に努めます △エネルギー効率の良い建築物の建設に努めます △物流の効率化に努めます △エコドライブの励行に努めます
自然・未利用エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共施設での自然エネルギーの利用を推進します ◇コーポレート・ソーシャル・レスponsibility (CSR) の導入を促進します ◇未利用エネルギーの有効利用を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーラーシステムなど、自然エネルギーの利用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △ソーラーシステムなど、自然エネルギーの利用に努めます △コーポレート・ソーシャル・レスponsibility (CSR) の導入に努めます △未利用エネルギーの有効利用に努めます
公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共交通機関の利用促進を図ります ◇公共交通の利便性の向上を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △公共交通機関の利用に努めます

〔環境目標項目〕 エネルギーの有効活用

アンケート調査による評価として、節電への取り組みに心がけている人の割合 100% を目標値とします

《平成 20 年度 90.8%》

《客観的データ項目等》

- ・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、二酸化炭素排出量の削減目標を設定します（再掲）

基本目標 こころと参加でつくるまち

11

環境保全意識の向上に努めます

かけがえのない地域の環境や地球環境を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、市民一人ひとりが、私たちを取り巻く環境に対して正しい認識と知識を持ち、環境に対するやさしさや環境保全活動に対する意識を高めていくことが重要です。

このため、環境保全に取り組む上で中心となる人材の育成、家庭や学校、地域などにおける環境教育や環境学習の推進、環境に関する情報の収集や提供などの充実により、環境保全意識の向上を図ります。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
環境保全に関する人づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇高等教育機関との連携などにより、環境保全活動の中心となる人材育成を図ります ◇環境問題や環境保全活動に関する講座や研修会の開催の充実を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○講座や研修会に参加します ○環境保全意識の普及に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> △環境保全活動の中心となる人材育成に努めます
環境教育・環境学習の充実と普及	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校における環境教育を充実します ◇町会や市民団体などによる環境教育・環境学習の活動を支援します ◇生涯学習の一環としての環境学習を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域での環境教育に取り組みます ○町会などによる環境教育・環境学習活動の充実を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> △環境教育に取り組みます △町会などの環境教育・環境学習に参加・協力します
環境情報の充実と共有	<ul style="list-style-type: none"> ◇環境モニター制度を推進します ◇函館市環境基本計画などに関する広報活動を行います ◇函館市環境白書などにより環境情報の提供を行います 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境モニター制度に参加・協力します ○環境に関する情報を有効に活用します ○環境に関する情報の収集と提供に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △環境モニター制度に協力します △環境に関する情報を有効に活用します △環境に関する情報の収集と提供に協力します



環境ふれあい教室



こどもエコクラブ体験学習会

基本目標 こころと参加でつくるまち

12

環境保全活動の輪を広げます

複雑化、多様化する環境問題の解決にあたっては、すべての人々が、自分の責務を認識し、自主的に環境保全活動に取り組む必要があります。

環境保全活動の効果を大きく実らせるためには、一人ひとりの活動から団体や地域の活動へ、そして地球規模の活動へと、より大きな取り組みへ広げていくことが重要です。

このため、市は率先して環境保全に取り組むとともに、市民や市民団体、事業者などによる活動を支援します。

また、市民・市民団体・事業者・市などが協働して環境保全活動に取り組むとともに、広域的な問題に対しては、近隣市町や関係機関と協力・連携します。

地球環境問題に対しては、国際会議の開催や情報発信、人材交流などを通じた国際協力に努めます。



施策の柱	市の役割	市民・市民団体の役割	事業者の役割
環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地球にやさしいライフスタイルの提案・普及啓発を進めます ◇ 市民と協働した環境保全を推進します ◇ NPOなどの市民団体活動を支援します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境にやさしいライフスタイルに努めます ○ 環境保全活動に自主的に取り組みます ○ NPOなどの市民団体活動へ参加します 	<ul style="list-style-type: none"> △ 環境にやさしいライフスタイルを推進します △ 環境保全活動に積極的に参加します △ NPOなどの市民団体活動へ参加します
環境ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民・市民団体・事業者・市などによる環境ネットワークの形成を図ります ◇ 環境ネットワークを活用した環境保全活動に取り組みます ◇ 近隣市町との連携を確保し、環境保全施策の強化を図ります 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境ネットワークの形成に参加・協力します ○ 環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します 	<ul style="list-style-type: none"> △ 環境ネットワークの形成に参加・協力します △ 環境ネットワークを活用した環境保全活動に参加します
国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境情報を発信します ◇ 環境をテーマとした国際会議などの開催を促進します ◇ 技術者の派遣や受け入れなど人的な交流や情報交換を推進します 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 函館の環境情報を発信します ○ 国際会議やイベントへ積極的に参加します ○ 研修生の受け入れなどに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> △ 環境に関する取り組みを発信します △ 国際会議やイベントへ積極的に参加します △ 人材交流や技術交流を推進します △ 国内外の環境保全団体へ支援を行います



環境サミット2008 in 函館



ボランティア清掃

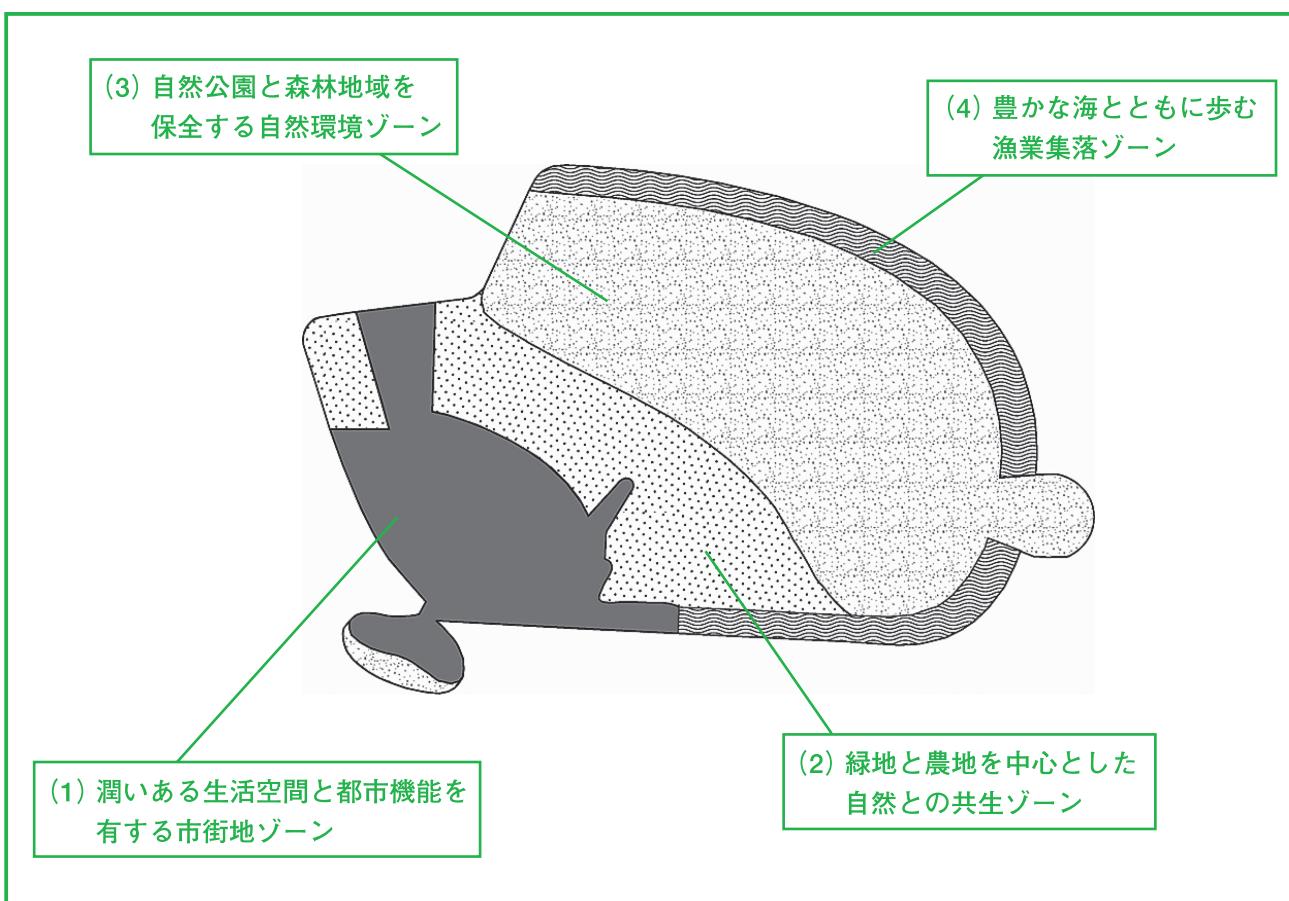
4 ゾーン別の環境配慮指針

本市は、渡島半島の南東部に位置するとともに、津軽海峡と太平洋に面し、市街地は南西部の函館山を要に扇形に広がり、南北海道の政治、経済および文化の中心として発展してきましたが、平成16年に、戸井町、恵山町、般若華村、南茅部町と合併し、それまでの約2倍の広大な面積を有するとともに、歴史、文化、産業、自然、都市機能などにおいて、多種多様の地域特性を有する市になりました。

これらの地域における環境づくりや、地球環境保全に向けた行動の推進にあたっては、地域の社会特性や自然特性はもちろん、それぞれの地域で日々行われている日常生活や事業活動の特性にも着目し、市全体としての環境保全行動を展開していくことが重要です。

このため、函館市総合計画に準じた4つのゾーンにおいて、各ゾーンにおける特性を取りまとめ、ゾーン別の環境配慮指針を示します。

- (1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン
- (2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン
- (3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン
- (4) 豊かな海とともに歩む漁業集落ゾーン



ゾーン	環境配慮指針
(1) 潤いある生活空間と都市機能を有する市街地ゾーン	<p>(ア) 個性とゆとりある町並みの創造と環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性を生かした個性ある町並みづくりを進めることができます。 ●周辺の環境美化への配慮など、一人ひとりの意識の高揚を図ることが必要です。 <p>(イ) 健康で安心して暮らせる生活空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車の騒音や近隣騒音など都市生活型の公害を未然に防ぐためのルールやマナーを守ることが重要です。 ●市民一人ひとりが互いを思いやる気持ちを持って、快適な生活を送れるように配慮していくことが重要です。 <p>(ウ) 各種規制・基準の遵守と、環境に配慮した事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業活動を行う際は、法律などに基づく各種規制を遵守し、公害の発生を予防し、環境への負荷を低減することが責務となっています。 ●資源やエネルギーの有効利用のほか、環境配慮型製品の製造・販売など環境保全に向けた取り組みを積極的に進めていくことが必要です。
(2) 緑地と農地を中心とした自然との共生ゾーン	<p>(ア) 豊かな自然環境との共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然体験型の環境学習など、豊かな自然環境を活用した環境教育・環境学習を推進していくことが重要です。 ●住環境の整備にあたり、人と自然の共生という観点に立って、自然環境へ配慮することが重要です。 <p>(イ) 農業における環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家畜排せつ物を利用した、たい肥などによる土づくりや、無農薬・低農薬農業をさらに進めるほか、農業体験を通じた環境教育など、地域環境へ貢献していくことが求められています。
(3) 自然公園と森林地域を保全する自然環境ゾーン	<p>(ア) 動植物の生息・生育空間の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民や観光客などに対して自然環境に関する意識啓発を図り、市民・市民団体・事業者・市などが協力・連携して自然環境を保全することが重要です。 <p>(イ) 貴重な自然環境の保全に向けた環境教育・環境学習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民・市民団体・事業者・市などが参加・協働して、自然環境保全のための環境教育や環境学習を充実していくことが重要です。
(4) 豊かな海とともに歩む漁業集落ゾーン	<p>(ア) 貴重な水産資源をはぐくむ、美しい海の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水質の保全や海岸の環境保全、海をはぐくむ森林など自然環境の保全に取り組むことが重要です。 <p>(イ) 漁業における環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の適正処理や、動力機関や照明などの使用における省エネルギー化など環境負荷の低減に向けた取り組み、漁業体験を通じた環境教育など、地域環境へ貢献していくことが求められています。

推進体制

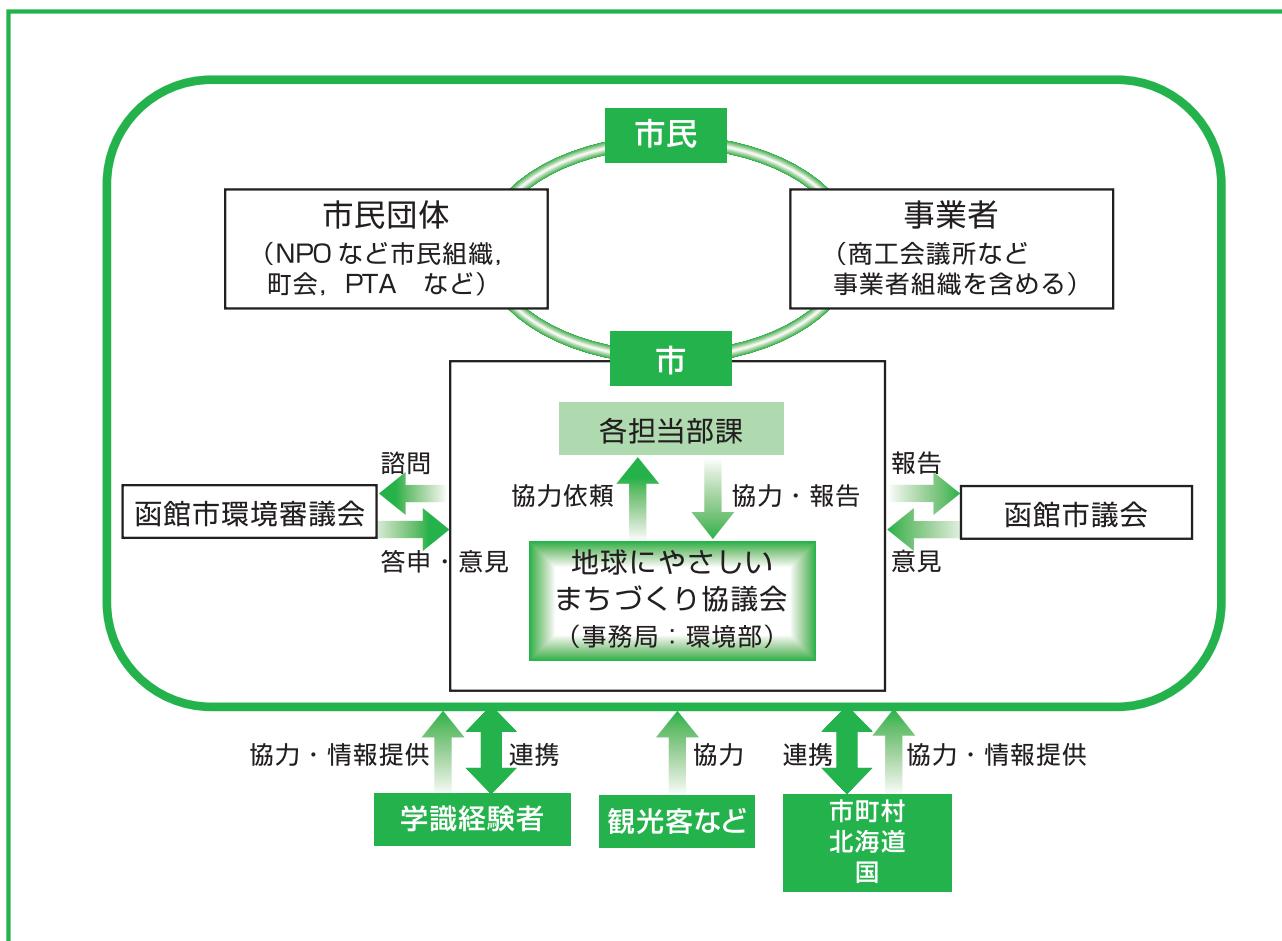
1 推進体制の整備

本計画で示した各施策は、市の行政分野全般に関わっており、計画の着実な推進のために市内各関係部局の連携した取り組みが必要であり、各種計画の環境分野において統一的な基本理念・基本方針のもとに一体となって推進することが重要です。

このため、「地球にやさしいまちづくり協議会」において、市が策定・実施する各種施策の調整などを図り、良好な環境の保全および創造を推進します。

また、地域の一体的な取り組みを推進するため、市民、市民団体、事業者、市などが情報を共有し、密接に連携・協力することができる体制の整備や協議の場を設定します。

推進体制



2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理と状況の公表

計画の進ちょく状況については、函館市環境白書の中で取りまとめ公表します。

また、毎年、「地球にやさしいまちづくり協議会」や「函館市環境審議会」へ、環境白書の中でとりまとめた計画の進ちょく状況を報告し、その検討を踏まえて、的確な進行管理を図ります。

(2) 進行管理への市民参加

計画の進ちょく状況に対する市民の評価については、環境モニターに対する定期アンケート調査や環境モニターからの報告などにより把握します。

(3) 施策などの評価

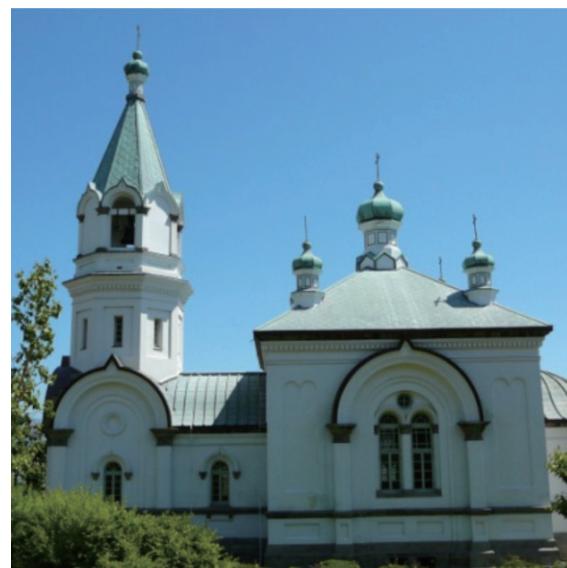
計画に基づく各種施策などの取り組みによる環境の状況に対する評価については、毎年、環境モニターに対して定期アンケート調査を実施するとともに、目標年次においては、市民アンケート調査の実施により目標達成度を把握します。また、環境基準値や個別計画に掲げられた目標値の達成度を客観的に把握し、これらを総合的に踏まえ評価します。

(4) 計画の段階的見直し

本計画は、本市の環境像の実現に向け、環境に関する広範な施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るために、計画期間を平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

また、本計画については、的確な進行管理を行うとともに、平成26年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。

なお、見直しにあたっては、函館市総合計画など関連する計画との調整や、函館市環境審議会などの意見を踏まえて、新たな目標値や取り組みを設定します。



函館市環境基本計画〔第2次計画〕概要版

発行／平成 22 年 3 月

編集／函館市環境部環境保全対策室

環境企画課

〒 040-0022 函館市日乃出町 26 番 2 号

TEL 0138-51-0742

FAX 0138-51-3498

HP <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/kankyoh/>